

新規開業医師に意向確認する 外来医療機能について

令和5年(2023年)2月 熊本県有明保健所

熊本県外来医療計画 (今後の施策の方向性)

- 各地域の実情を踏まえ、次に掲げる取組みを推進することで、住民に身近な外来医療を維持する。

(1) 外来医療の
分化・連携
の推進



- ① 地域ごとの外来機能の見える化、地域医療構想調整会議での情報共有及び病床機能と外来機能の一体的協議（病診連携等）
- ② 在宅当番医制などの医師会等の分化・連携の取組みの促進
- ③ 医療機器の共同利用の促進
- ④ くまもとメディカルネットワークなどICTを活用した取組みの推進
- ⑤ 県民の医療のかかり方の普及啓発

(2) 外来医療を
担う医師の
養成・確保



- ① 総合診療専門医など地域の外来医療を担う医師の養成
- ② 事業承継制度等の後継者確保対策の検討
- ③ 初期救急や学校医等に係る新規開業者への協力要請

令和4年度から具体的に取り組む事項

第6回熊本県地域医療構想調整会議
(令和4年6月2日)資料3

県外来医療計画に定める方向性のうち、以下の点について取組みを進める。

- ◆ 医療機器※¹の共同利用※²を促進するため、共同利用の実態を調査するとともに、新規購入希望者（更新含む）に対して、共同利用の意向を確認する。

※1：CT、MRI、PET、マンモグラフィー、放射線治療（体外照射）を対象

※2：連携先の医療機関から紹介された患者のために利用される場合を含む

- ◆ 県内で一般診療所を新規開業する医師に対して、届出の際に、初期救急、公衆衛生分野、在宅医療等の外来医療機能への協力について意向を確認する。確認する外来医療機能（地域で不足する機能）は、地域調整会議で協議し設定する。

⇒ 機器購入・開業の届出の際に、県で定めた確認様式を管轄保健所に提出することとし、今後の地域医療構想調整会議でその提出状況を報告する。

その他、県において、地域での協議に必要な初期救急等のデータ収集を継続的に行う。

令和元年度における有明医療圏の外来医療機能に関する協議概要

1. 夜間・休日の初期救急について

(1) 現状 (※) 出典: 厚生労働省作成「外来医師偏在指標に係るデータ集」

項目	データ
① 1か月の患者数(夜間・休日) (※)	2,498人
① 医療機関数	87医療機関



(2) 目指すべき方向性

① 初期救急に対応する医師

・現状では、公的医療機関を含め多くの医師が対応しているものの、今後の高齢化の進展に伴う初期救急の需要の増加に対する不足が予想され、新規開業を行う医師に協力を要請するとともに、既に開業している医師にも引き続き協力要請を行う。なお、医師の高齢化を背景とした診療所の減少も危惧される中において、地域全体で初期救急に対する議論を深めることが最も重要な課題となっている。

・現状でも、公立玉名中央病院は地域医療支援病院、心血管疾患急性期拠点病院として、荒尾市民病院も地域医療支援病院、脳卒中急性期拠点病院、心血管疾患急性期拠点病院、地域がん診療拠点病院として、夜間・休日を問わず、24時間体制で初期救急医療を支えている。

2020年度の地方独立行政法人くまもと県北病院機構による新病院開院、さらに、2023年度の荒尾市民病院の新病院開院後には、更なる診療科の充実が図られる予定であり、救急医療、特に緊急を要する脳疾患、心疾患などの血管疾患の緊急手術への対応、夜間・休日・小児医の一層の充実が期待される。

② 初期救急に対応する医療機関

・当医療圏では、荒尾市民病院や公立玉名中央病院をはじめとする公的医療機関を含め87医療機関が地域の初期救急を担っている。開業医が軽～中等症の患者への初期対応を行い、重症患者への対応を含めた支援を公的医療機関が実施している。2020年度のくまもと県北病院機構による新病院開院に加え、当医療圏では2023年度の開院を目途に荒尾市民病院の建て替えが計画されるなど初期救急に対する医療提供体制の充実が期待される。

令和元年度における有明医療圏の外来医療機能に関する協議概要

2. 公衆衛生分野について

(1) 現状

項目	データ
① 学校医	123人 (63校)
① 予防接種を実施する医療機関 (市町村委託)	108医療機関



(2) 目指すべき方向性

① 学校医

- ・現状では、学校医について123人の医師が対応しており、一部グループ制とし、一つの学校に対し複数の医師が対応している地域や眼科、耳鼻科については輪番制で対応している地域もある。
- ・一部の診療科では現時点で医師が不足しており、また、医師の高齢化が進み、将来的な学校医の不足が予想されるため、新規開業を行う医師に協力を要請するとともに、その対応について、各市町の教育委員会などの関係機関との協議も含め、引き続き地域全体で検討していく必要がある。

② 予防接種を実施する医療機関

- ・当医療圏では、108医療機関が予防接種を実施しているが、担当医師の高齢化が進み、将来的な医師不足も予想されるため、新規開業を行う医師に協力を要請するとともに、既に開業している医師による対応について、各市町などの関係機関との協議も含め、引き続き地域全体で検討していく必要がある。

③ 産業医

- ・当医療圏では、登録産業医が54人いるが、この中には産業医活動に従事していない者も含まれている。一方で、地域産業保健センター事業においては、産業医以外の医師も多数協力している実態がある。今後、もかかりつけ医を主体とした産業医活動を推進するとともに、新規開業を行う医師に協力を要請する。

令和元年度における有明医療圏の外来医療機能に関する協議概要

3. 在宅医療について

(1) 現状

項目	データ
在宅医療を実施する医療機関	69医療機関



(2) 目指すべき方向性

・現状では、在宅医療について69医療機関が対応しているものの、今後もその需要が一層高まることが予想される。現状における当医療圏の在宅医療サポートセンター登録医は100医療機関の140名であるものの、今後の需要に対応するため、新規開業を行う医師に協力を要請する。一方で、在宅医療を支える医師や看護師及び介護スタッフ等に人員不足や高齢化が見られるため、在宅医療・介護連携推進事業や地域在宅医療サポートセンターの更なる推進・整備が必要である。

以上の結果を踏まえ、有明地域で一般診療所を新規開業する医師に対して協力の意向を確認する外来医療機能は、「初期救急(在宅当番医)」、「学校医」、「予防接種」、「産業医」、「在宅医療」の5項目とする。